

デンマーク
商標規則

2008年5月21日命令 No. 364

2008年6月1日施行

目次

第 I 部 国内商標出願及び登録

第 1 章 出願

第 1 条

第 2 条 願書の内容

第 3 条 優先権

第 4 条

第 5 条 出願の言語

第 6 条 出願の審査及びその他の処理

第 7 条

第 8 条 拒絶の絶対的理由及び相対的理由

第 9 条

第 10 条

第 2 章 登録及び公告

第 11 条

第 12 条

第 3 章 異議申立及び取消

第 13 条

第 14 条

第 4 章 出願の補正及び登録

第 15 条 出願及び登録の分割

第 16 条

第 17 条 商標の補正

第 18 条 登録簿への登録請求

第 19 条

第 20 条 変更及び登録についての必要書類

第 21 条 変更及び登録の公告

第 II 部 国内団体標章の出願及び登録

第 5 章 団体標章に関する特別規定

第 22 条

第 III 部 共同体商標

第 6 章 共同体商標の出願

第 23 条

第 24 条 国内出願への変更

第 IV 部 商標の国際登録

第 7 章 国際出願

第 25 条

第 26 条

第 8 章 国際出願の審査及びその他の処理

第 27 条

第 9 章 事後の指定

第 28 条

第 10 章 デンマーク指定についての審査及びその他の処理

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条 異議申立及び取消

第 34 条

第 11 章 国際登録に関する代理人

第 35 条

第 12 章 国際登録についての手続

第 36 条

第 13 章 特許商標庁の登録簿への国際登録に関する登録

第 37 条

第 V 部 団体標章及び証明標章の国際登録

第 14 章 団体標章及び証明標章に関する特則

第 38 条

第 VI 部 デンマークにおいて効力を有する国内商標又は国際商標の所有者に対する通知

第 15 章 通知

第 39 条

第 VII 部 雑則

第 16 章 委任状

第 40 条

第 41 条 言語

第 VIII 部 施行規定

第 17 章 施行

第 42 条

第 I 部 国内商標出願及び登録

第 1 章 出願

第 1 条

商標登録の出願は、特許商標庁に対してしなければならない。

第 2 条 願書の内容

(1) 願書には、次の事項を表示しなければならない。

(i) 出願人の名称又は企業名及び郵便宛先、並びに出願人が代理人を選任している場合は、当該代理人の名称及び郵便宛先

(ii) 標章の登録請求に係わる商品及び／又はサービス。それらの商品及び／又はサービスは、商標登録のための商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年のニース協定及びその後の改正における分類(ニース分類)に従う類に分類されなければならない。ニース分類のデンマーク語版は、特許商標庁のホームページ上で利用できる。

(iii) 商標法第 35 条に基づく登録が出願人の本国における登録を基礎としてのみ行うことができる場合は、デンマークにおける登録の基礎を形成する筈の当該本国における登録の番号

(2) 願書は、商標の正確な複製を含んでいなければならない。

(3) 願書には、次の付属書類を添付しなければならない。

(i) 委任状(第 40 条参照)

(ii) (1) (iii)にいう事案においては、本国における商標登録の証明

(4) 出願には、所定の手数料を添付しなければならない。

第 3 条 優先権

(1) 商標法第 18 条の規定による条約優先権の主張は、優先権を主張する日付及び国に関する情報を添えて、出願の際に提示しなければならない。前記情報を添えた優先権主張は、出願日後 1 月以内に提出することもできる。出願人が優先権を主張せず、前記情報を期限到来前に提出した場合は、優先権を取得することができないものとする。

(2) 特許商標庁は、出願人に対して期間を定めて優先権の証明を提出するよう要求することができる。出願人は、期限到来後最長 2 月までの期限延長を請求することができる。出願人が所定期限の到来前に所要の書類を提出しない場合は、優先権を取得することができないものとする。

第 4 条

(1) 商標法第 19 条の規定による博覧会優先権の主張は、出願対象の商標と共に商品及び／又はサービスが展示された博覧会並びに当該博覧会の日付に関する情報を添えて、出願の際に提示しなければならない。前記情報を添えた優先権主張は、出願日から 1 月以内に提出することもできる。出願人が優先権を主張せず、前記情報を期限到来前に提出した場合は、優先権を取得できないものとする。

(2) 特許商標庁は、主張された優先権について博覧会所管当局からの宣言書を所定期間内に提出することにより書類で立証するよう要求することができる。出願人は、期限到来後最長

2月までの期限延長を請求することができる。出願人が所定期限の到来前に所要の書類を提出しない場合は、優先権を取得できないものとする。

第5条 出願の言語

(1) 特許商標庁は、出願がデンマーク語、英語、スウェーデン語又はノルウェー語で入手可能な場合は、当該出願を審査し、かつ、処理することができる。

(2) 出願が(1)にいう言語以外の言語でなされた場合は、翻訳文を同庁の定める期限内に提出しなければならない。出願人は、期限到来後最長2月までの期限延長を請求することができる。

(3) 出願がデンマーク語以外の言語によりなされた場合は、商品及び／又はサービスの表示は、特許商標庁の定める期限内にデンマーク語により提出しなければならない。出願人は、期限到来後最長2月までの期限延長を請求することができる。

(4) 特許商標庁が所定期限の到来前に翻訳文((1)から(3)まで参照)を受領しなかった場合は、出願は拒絶されるものとする。

第6条 出願の審査及びその他の処理

商標登録の出願人が商標法第12条(2)第2文の規定に従い所定の手数料を納付した場合は、特許商標庁は、出願の審査及びその他の処理を開始する。

第7条

(1) 出願が商標の複製、出願人の名称又は企業名についての情報、並びに求める商標登録に係わる商品及び／又はサービスの表示を含むときは、出願日が与えられるものとする。

(2) 出願が出願時に(1)により出願日の付与を受けることができない場合は、出願人は、欠落情報及び／又は商標の複製を提出するための2月の期限延長が認められる。出願には、特許商標庁が欠落情報及び／又は商標の複製を受領した時に、出願日が与えられるものとする。

(3) 特許商標庁が(2)にいう期限の到来前に(1)による欠落情報及び／又は商標の複製を受領しなかった場合は、当該出願は拒絶される。

第8条 拒絶の絶対的理由及び相対的理由

(1) 特許商標庁は、登録拒絶の絶対的理由が存在しないことを確認しなければならない(商標法第13条及び第14条(i)から(iii)まで参照)。

(2) (1)に基づく登録の拒絶理由が、求められている商標登録に係わる商品又はサービスの一部のみに関係する場合は、特許商標庁は、それら商品又はサービスが関係する部分に限り拒絶することができる。

第9条

(1) 特許商標庁は、登録拒絶の相対的理由について調査をする(商標法第14条(iv)から(v)まで及び第15条(1)及び(2)参照)。同庁は、当該調査の全結果を評価し、かつ、当該評価の結果を調査報告書により出願人に通知する。

(2) 出願は、(1)にいう理由に準拠して拒絶することができない。

第10条

- (1) 特許商標庁が第8条にいう商標の登録拒絶の絶対的理由を発見した場合、又は出願が含む商品及びサービスであってニース分類に従って分類されていないか若しくは漠然と表示されているものを含め、商標についてその他の登録拒絶理由が存在する場合は、出願人にはその旨が通知され、自己の意見書を提出するための期限が与えられるものとする。同庁が調査報告書を作成した場合は(第9条参照)、出願人には同調査報告書についても通知される。
- (2) 出願人は期限到来後最長2月までの(1)にいう期限延長を請求することができる。
- (3) 特許商標庁が(1)及び(2)に定める期限到来前に意見書又は期限延長の請求を受領しなかった場合は、出願は、全部又は一部について拒絶される。
- (4) 特許商標庁が第9条にいう拒絶の相対的理由のみを発見した場合は、同庁は、出願人に対して、作成した調査報告書をその者の意見書を提出すべき期限を付して送付する。出願人は期限到来後最長2月までの期限延長を請求することができる。
- (5) 特許商標庁が(4)にいう期限到来前に如何なる意見書も、又は如何なる期限延長請求も受領しなかった場合は、当該商標は登録されるものとする。

第2章 登録及び公告

第11条

出願が審査され、処理され、かつ、商標登録の拒絶理由が存在しないときは、当該商標は、登録され、特許商標庁のホームページで発行されるデンマーク商標公報により公告される。出願人は当該登録について通知される。

第12条

商標登録簿には、次のデータが登録される。

- (i) 出願の日付及び番号、登録の日付及び番号並びに登録手続の終了日
- (ii) 商標の所有者の名称及び郵便宛先
- (iii) 代理人の名称及び郵便宛先
- (iv) 商標の複製
- (v) 第2条(1)(ii)にいう類、商品及びサービス
- (vi) 権利の一部放棄、商標が使用により識別性を取得したものである旨の注記、商標若しくは登録の範囲に関するその他の注記であって、商標の所有者の請求により商標が3次元である旨又は商標がホログラム若しくは音響標章である旨記載したものの、又は当該商標についての類似の説明
- (vii) 出願について主張されている優先権
- (viii) 出願が国際登録の継続である旨(商標法第53条(2)参照)又は共同体商標出願若しくは共同体商標登録から変更されたものである旨(第24条参照)の情報
- (ix) 国際商標登録が存在している旨の情報(商標法第54条(2)参照)
- (x) ライセンス許諾、質権設定、差押又は強制執行に関する情報
- (xi) 分割に関する情報、及び
- (xii) 商標の先順位が共同体標章としての主張されている旨の情報

第3章 異議申立及び取消

第13条

(1) デンマーク商標公報における登録の公告後は、登録の効力に対して異議申立をすることができる(商標法第23条参照)。異議申立は、それが基礎とする理由を付し、公告日から2月以内に提出しなければならない。異議申立には、所定の手数料を添付しなければならない。

(2) 何人も異議を申し立てることができる。ただし、商標法第14条(iv)から(v)まで及び第15条に関して申し立てる異議は、主張された先の権利の所有者又は主張されている名称の所有者のみがこれを申し立てることができる。ただし、特許商標庁はその要件を免除することができる。

(3) 特許商標庁は、同一の商標登録に対する複数の異議申立を一括して審査し、かつ、決定を行うことができる。同庁はその後、1又は複数の異議申立について個別に審査するよう決定することができる。同庁は、その他の1又は複数の異議申立についての審査を停止することができる。

(4) 登録された権利の所有者は、異議申立についての通知を受け、自己の意見書を提出する機会を与えられる。1の商標の登録の効力について複数の異議申立が存在する場合は、同庁は、その他の異議申立人に対しても当該異議について通知する。

(5) 特許商標庁の決定は、異議申立人及び登録された権利の所有者に対して通知される。

(6) 登録の無効が宣言され、登録がその全部について取り消された場合は、停止されていた如何なる異議申立も消滅したものとみなされる。

(7) 特許商標庁の決定は、商標法第46条の規定に従い、特許商標審判部及び裁判所に対して(審判請求及び上訴して)審理を求めることができる。

(8) 登録がその全部又は一部について取り消された場合において、それらの変更は、その決定が確定したときは、デンマーク商標公報により公告されるものとする。

第14条

(1) 登録手続の終了後は、何人も、商標登録の取消を請求することができる(商標法第30条参照)。当該請求には、所定の手数料を納付しなければならない。

(2) 商標法第14条(iv)から(v)まで及び第15条に準拠して商標登録の取消を求める請求は、主張された先の権利の所有者又は主張されている名称の所有者のみが提出することができる。ただし、特許商標庁はその要件を免除することができる。

(3) 同一の商標登録について複数の取消請求が提出された場合は、特許商標庁は、それらの審査を決定し、かつ、それらに関して一括して決定を行うことができる。第13条(3)及び(6)を準用する。

(4) 登録された権利の所有者は、当該請求について通知を受け、自己の意見書を提出する機会を与えられる。第13条(4)を準用する。

(5) 特許商標庁の決定は、商標登録の取消請求人及び登録された権利の所有者に対して通知される。

(6) 特許商標庁の決定は、商標法第46条の規定に従い、特許商標審判部及び裁判所に対して(審判請求及び上訴して)審理を求めることができる。

(7) 登録がその全部又は一部について取り消された場合において、それらの変更は、その決

定が確定したときは、デンマーク商標公報により公告される。

(8) (1)から(7)までの規定は、それらの登録がデンマーク商標登録簿から抹消された後であっても、登録の先順位が共同体商標について主張されている登録に対して適用されるものとする。

第4章 出願の補正及び登録

第15条 出願及び登録の分割

- (1) 出願が複数の商品又はサービスを含んでいる場合は、標章の所有者の請求により、当該出願を複数の出願に分割することができる。
- (2) 出願の分割請求書には、次の事項を表示しなければならない。
 - (i) 分割後の商品又はサービスであって原出願に含まれるもの、及び
 - (ii) 分割出願又は複数の分割出願の各々に含まれる商品又はサービス
- (3) 分割出願は、当該分割出願の請求時に原出願に含まれていない商品又はサービスを含むことができない。原出願及び分割出願は、同一の商品又はサービスに係ることはできない。
- (4) 分割請求書には、所定の手数料を添付しなければならない。
- (5) 分割により、原出願及び分割出願の範囲について疑義が生じる場合は、出願を分割することができない。
- (6) 分割請求が審査され、かつ、受理されたときは、分割出願には独立した出願番号が与えられる。分割出願には、原出願と同一の出願日及び優先日が与えられる。
- (7) 原出願に関する委任状、譲渡関係書類及びその他の書類はまた、各分割出願についての書類ともみなされる。

第16条

- (1) 登録が複数の商品又はサービスを含んでいる場合は、標章の所有者の請求により、当該登録を複数の登録に分割することができる。
- (2) 第15条(2)から(5)まで及び(7)の規定は、登録の分割に準用する。
- (3) 分割請求が審査され、かつ、受理されたときは、分割登録には独立の登録番号が与えられる。分割登録には、原登録と同一の出願日、優先日、登録日及び登録手続の終了日が与えられる。

第17条 商標の補正

- (1) 商標法第24条に基づく商標の補正請求が、専ら通常文字のみで構成されていない標章に係る場合は、補正された標章の正確な複製を当該請求書に添付しなければならない。
- (2) 特許商標庁が、請求された当該標章の補正が商標法第24条の規定に適合しないことを発見した場合は、所有者はその旨通知され、自己の意見書を提出するための期限が与えられるものとする。所有者は、期限到来後最長2月までの期限延長を請求することができる。
- (3) 同庁が(2)に定める期限到来前に如何なる意見書も、又は如何なる期限延長請求も受領しなかった場合は、当該商標の補正請求は拒絶されるものとする。
- (4) (3)による拒絶は、商標法第46条の規定に従い、特許商標審判部及び裁判所に対して(審判請求及び上訴をして)審理を求めることができる。
- (5) 標章の補正請求が出願済の商標に係る場合は、同庁は、商標の補正についての拒絶及び登録の全部若しくは一部についての拒絶を一括して行うことを決定することができる。

第 18 条 登録簿への登録請求

商標法第 27 条の規定による更新請求に関連して、所有者又は代理人の変更について情報を届け出ることができる。その旨の情報には、当該変更についての適切な書類を添付しなければならない。登録簿における変更は、更新請求とは独立して処理されるものとする。

第 19 条

(1) 登録商標についての権利の移転に関する商標登録簿への登録請求、又は当該標章についてのライセンス、質権設定、強制執行若しくは差押に関する商標登録簿への登録請求には、確立された権利についての適切な証拠書類を添付しなければならない。

(2) 代理人若しくは新たな代理人に関する登録請求又は先に登録されている登録事項についてのその他の変更に関する登録請求には、当該変更についての適切な証拠書類を添付しなければならない。

(3) (1)による請求には、請求当事者が当該請求を提出する権利を有すると認められない場合は、当該請求当事者に対する委任状を添付しなければならない。

第 20 条 変更及び登録についての必要書類

本規則にいう委任状、移転関係書類及びその他の書類がデンマーク語以外の言語により作成されたものである場合は、要求により、翻訳文が提出されなければならない。

第 21 条 変更及び登録の公告

(1) 特許商標庁のホームページにより発行されるデンマーク商標公報により次の事項が公告されるものとする。

- (i) 登録(商標法第 12 条(3)及び第 22 条参照)
 - (ii) 分割登録(商標法第 48 条(2)参照)
 - (iii) 商標登録の補正(商標法第 24 条(2)参照)
 - (iv) 商標法第 23 条(4)及び第 30 条(5)の規定による登録の全部又は一部についての取消
 - (v) 先の公告における誤記の訂正
- (2) 特許商標庁は、商標権にとり重要なその他の事項も公告する。

第 II 部 国内団体標章の出願及び登録

第 5 章 団体標章に関する特別規定

第 22 条

- (1) 第 1 条から第 21 条までに定める規則は，団体標章にも適用する。
- (2) 団体標章の登録出願には，第 2 条に定める表示に加え，団体標章の使用を管理する規約も含めなければならない。
- (3) 団体標章登録簿には，第 12 条にいう情報に加え，団体標章の使用を管理する規約も登録されなければならない。

第 III 部 共同体商標

第 6 章 共同体商標の出願

第 23 条

特許商標庁に対して提出される共同体商標登録の出願については、特許商標庁による出願の受領及びその欧州共同体商標意匠庁に対する送付のため、手数料を納付しなければならない。

第 24 条 国内出願への変更

(1) 特許商標庁が欧州共同体商標意匠庁から共同体商標出願又は共同体商標登録の国内登録出願への変更を求める請求を受領した場合は(共同体商標に関する理事会規則(EC)No. 40/94を改正する2004年2月19日理事会規則(EC)No. 422/2004により一部改正された共同体商標に関する1993年12月20日理事会規則(EC)No. 40/94の第108条から第110条まで参照)、当該請求は、商標法、並びに商標及び団体標章の出願及び登録等に関する命令に基づく出願及び登録に関する規則により審査され、かつ、処理されるべきデンマーク出願とみなされる。

(2) 国内出願又は国内登録に変更された共同体商標は、原共同体商標と同一の出願日、優先日又は先順位日を有するものとする。

第 IV 部 商標の国際登録

第 7 章 国際出願

第 25 条

- (1) マドリッド議定書に従う商標の国際登録出願は、国際事務局の様式を使用して特許商標庁に提出しなければならない。
- (2) 願書は英語により作成されなければならない。
- (3) 特許商標庁による出願取扱のため所定の手数料は、出願時に納付しなければならない。

第 26 条

- (1) 商標の国際登録出願は、特許商標庁による出願の受領日及び同庁のファイル番号の交付を受けなければならない。
- (2) 願書には、次の資料を含めなければならない。
 - (i) 出願人の名称及び宛先
 - (ii) 標章の複製
 - (iii) 求めている商標登録に係る商品又はサービスであって、商品及びサービスの国際分類(ニース協定)に従う類に分類されているものの表示
 - (iv) デンマークの基本出願の日付及び番号の表示、又はデンマークの基本登録の日付及び番号の表示、及び
 - (v) 指定する国又は機関の表示
- (3) 出願人が国際事務局との手続において代理人により代表されることを望む場合は、当該代理人の名称及び宛先を願書に記載しなければならない。
- (4) 願書は更に、マドリッド議定書第 3 条、第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 並びに議定書に基づく規則の関連規定に従い作成されなければならない。

第8章 国際出願の審査及びその他の処理

第27条

(1) 特許商標庁が取扱手数料を受領しており、かつ、出願が第25条及び第26条の規定並びに商標法第55条、第56条及び第57条の規定を遵守している場合、及び国際出願に記載されている明細が基本出願又は基本登録に記載されている明細に対応している場合は、特許商標庁は、当該国際出願を国際事務局に送付しなければならない。

(2) 出願の送付の妨げになる何らかの事項がある場合は、出願人は、出願を是正する機会を与えられるものとする。出願がマドリッド議定書第3条(4)にいう2月の期限内に是正されなかった場合は、特許商標庁は、出願を拒絶するか又はそのままの形で国際事務局に対して送付するかを決定する。出願人には、同庁の決定が通知されるものとする。

第9章 事後の指定

第28条

- (1) マドリッド議定書による事後の指定の請求書は、所有者がマドリッド議定書第2条(1)(i)の要件を遵守している場合は、特許商標庁又は国際事務局に対して提出することができる。当該請求書は、国際事務局の様式により提出しなければならない。
- (2) 特許商標庁による請求取扱のため所定の手数料は、当該請求の提出時に納付しなければならない。
- (3) 第26条(2)及び第27条(2)の規定を準用する。
- (4) 当該請求書は更に、マドリッド議定書に基づく規則の関係規定に従い作成されなければならない。
- (5) 特許商標庁が取扱手数料を受領した場合において、(1)及び(3)の規定を遵守しているときは、同庁は、当該請求を国際事務局に送付する。

第 10 章 デンマーク指定についての審査及びその他の処理

第 29 条

(1) 特許商標庁が国際事務局から商標の国際登録においてデンマークが指定されている旨の通知を受領した場合は、同庁は、デンマークにおける登録の効力についての拒絶理由が存在するか否かを審査する。

(2) デンマークにおける登録の効力の拒絶理由が発見されなかった場合は、出願人は、当該国際登録がデンマークに関して効力を有する旨通知される。

第 30 条

(1) 特許商標庁が第 8 条にいう絶対的拒絶理由を発見した場合、又は当該出願が含むあまりに漠然と表示された商品及びサービスを含め、国際登録の効力に対しデンマークにおけるその全部についてその他の拒絶理由が存在する場合は、同庁は、全部又は一部の暫定的拒絶の形態によるその旨の通知を、当該所有者が自己の意見書を特許商標庁に提出すべき期限を付して、国際事務局に対して連絡しなければならない。同時に、同庁は暫定的拒絶の通知を出願人に送付しなければならない。出願人は、期限到来後最長 2 月までの期限延長を請求することができる。

(2) 特許商標庁が(1)に定める期限到来前に如何なる意見書も、又は如何なる期限延長請求も受領しなかった場合は、デンマークにおける登録の効力は全部又は一部について拒絶される。当該拒絶に関する決定が確定したときは、その旨の通知が国際事務局に対して連絡される。

第 31 条

(1) 商標特許庁は第 9 条にいう拒絶の相対的理由について調査し、調査の全結果を出願人に対して、その者の意見書を提出するための期限又は同庁に当該調査結果を評価するよう請求するための期限を付して通知する。出願人は、期限到来後最長 2 月までの期限延長を請求することができる。

(2) 同庁が(1)に定める期限到来前に、如何なる意見書も、如何なる期限延長請求も、又は調査結果の評価を求める如何なる請求も受領しなかった場合は、出願人は国際登録がデンマークに関して効力を有する旨通知される。

第 32 条

デンマークに関して発効した国際登録は、デンマーク商標公報により公告されるものとし、同公報は特許商標庁のホームページで発行される。当該公告には、商標の複製、所有者の名称及び住所、登録により含まれた 1 又は複数の類、国際登録の日付並びに当該登録が公告された国際公報発行の号番号を含めなければならない。

第 33 条 異議申立及び取消

(1) デンマーク商標公報における国際登録の公告後は、デンマークにおける登録の効力に対して異議を申し立てることができる(商標法第 23 条参照)。第 13 条を準用する。

(2) 特許商標庁は、異議申立の受領後、国際事務局に対して、当該登録はデンマークにおいては暫定的に効力を有さない旨の暫定的拒絶通知を送付する。当該暫定的拒絶通知には、異

議申立が基礎とする理由を記載しなければならない。

(3) 異議申立が許容された場合は、デンマークにおける登録の効力は、その全部又は一部について拒絶される。

(4) 当該決定が確定したときは、特許商標庁は国際事務局にその旨通知する。登録範囲についての如何なる補正もデンマーク商標公報に公告される。

第 34 条

(1) 登録がデンマークにおいて確定的効力を有するに至ったときは、何人も、特許商標庁に対して登録の取消を求める請求を提出することができる(商標法第 30 条参照)。第 14 条を準用する。

(2) 登録の全部又は一部について取消とされた場合は、特許商標庁は、その旨を当該決定が確定したとき国際事務局に対して通知する。当該全部取消又は一部取消については、その後デンマーク商標公報により公告されるものとする。

第 11 章 国際登録に関する代理人

第 35 条

- (1) 特許商標庁は、商標法第 37 条に従い、商標の所有者に対して、国際登録に関する事案について代理人を選任するよう求めることができる。
- (2) 出願人が国際登録に関して国際代理人を選任している場合は、同代理人は、デンマークの指定に関しても代理人とみなされる。

第 12 章 国際登録についての手続

第 36 条

- (1) 商標法第 53 条(2)及びマドリッド議定書第 9 条の 5 の規定によるデンマークにおける手続の出願には、国際登録番号の参照、及び存在する場合は国際登録に関する優先日及び優先権、又は事後の指定の日付についての情報を含めなければならない。
- (2) 出願には、当該出願に係る所定の手数料を添付しなければならない。
- (3) 提出された出願は、その他の点で、国内出願に適用されている規定に従い審査され、かつ、処理されるものとする。

第 13 章 特許商標庁の登録簿への国際登録に関する登録

第 37 条

(1) 特許商標庁の登録簿には、国際事務局から受領した情報であつて、同庁による指定についての審査及び処理に係るものが登録されるものとする。

(2) (1)の規定に拘らず、同庁の登録簿及び国際登録簿における国際登録に関する情報間に不一致がある場合は、国際登録簿が優先する。

(3) (1)にいう情報に加え、国際登録に関するその他の登録は、代理人、質権設定、強制執行、ライセンス許諾及び差押を含め、請求によつても行うことができる。

第 V 部 団体標章及び証明標章の国際登録

第 14 章 団体標章及び証明標章に関する特則

第 38 条

- (1) 第 25 条から第 37 条までは、団体標章又は証明標章の国際登録にも適用する。
- (2) 団体標章又は証明標章の国際登録が出願される場合は、その旨が出願書類に明確に記載されていなければならない。
- (3) 団体標章の国際登録におけるデンマークの指定は、団体標章の使用を管理する規約も含まなければならない(第 5 章参照)。

第 VI 部 デンマークにおいて効力を有する国内商標又は国際商標の所有者に対する通知

第 15 章 通知

第 39 条

(1) 出願又は登録された商標又は団体標章であって、デンマークに関して効力を有するものの所有者は、出願又は登録された商標であって商標法第 15 条(1)の規定により当該所有者の標章に抵触する可能性があるものの存在又は公告について通知されるよう特許商標庁に対して請求することができる。

(2) (1)による通知の請求には、所定の手数料を添付しなければならない。当該請求の有効期間は 1 年とする。

第 VII 部 雑則

第 16 章 委任状

第 40 条

出願人，所有者又は特許商標庁に対する事案当事者が代理人を選任した場合は，委任状を提出しなければならない。特許商標庁は委任状についての要件を免除することができる。

第 41 条 言語

(1) 特許商標庁は，出願人から請求があった場合又は特許商標庁に対する事案当事者が同意した場合は，英語により事案を審査し，かつ，処理する。特許商標庁は，事案の審査及び処理をデンマーク語により行う旨何時でも決定することができる。

(2) 特許商標庁に対する事案に関連して受領される書類は，デンマーク語，英語，ノルウェー語，又はスウェーデン語により作成されなければならない。当該書類がその他の言語により作成された場合は，翻訳文を添付しなければならない。

(3) 英語により審査される異議申立及び取消に関する事案において，所有者が商品及びサービスの一覧の限定を請求した場合は，特許商標庁は，所有者に対して，特定の期限内にデンマーク語による当該限定一覧を提出するよう要求することができる。特許商標庁が所定期限の到来前に翻訳文を受領しなかった場合は，同庁は，登録の限定請求を無視することができる。

第 VIII 部 施行規定

第 17 章 施行

第 42 条

- (1) 本規則は 2008 年 6 月 1 日から施行する。
- (2) 第 39 条は 2009 年 1 月 1 日から施行する。
- (3) 商標及び団体標章の出願並びにそれらの登録等に関する 2003 年 9 月 9 日命令 No. 787 は廃止する。
- (4) (3) に拘らず，商標及び団体標章の出願及び登録等に関する 2003 年 9 月 9 日命令 No. 787 第 31 条及び第 32 条は，2008 年 12 月 31 日まで引き続いて適用する。
- (5) 第 III 部，第 IV 部及び第 V 部は，グリーンランド及びフェロー諸島には適用しない。